

令和 2 年清瀬市議会第 3 回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 果
議 案 第 68 号	令和元年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 31,713,571千円 歳 出 総 額 30,979,872千円 歳入歳出差引額 733,699千円 財政課所管	9月28日 認 定
議 案 第 69 号	令和元年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 8,146,156千円 歳 出 総 額 8,042,022千円 歳入歳出差引額 104,134千円 保険年金課所管	9月28日 認 定
議 案 第 70 号	令和元年度清瀬市下水道事業会計決算	収 益 的 収 支 収 入 1,193,896千円 支 出 1,081,088千円 資 本 的 収 支 収 入 171,947千円 支 出 475,596千円 下水道課所管	9月28日 認 定
議 案 第 71 号	令和元年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 82,641千円 歳 出 総 額 78,676千円 歳入歳出差引額 3,965千円 道路交通課所管	9月28日 認 定
議 案 第 72 号	令和元年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 6,938,299千円 歳 出 総 額 6,749,805千円 歳入歳出差引額 188,494千円 高齢支援課所管	9月28日 認 定
議 案 第 73 号	令和元年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,982,233千円 歳 出 総 額 1,972,494千円 歳入歳出差引額 9,739千円 保険年金課所管	9月28日 認 定
議 案 第 74 号	令和 2 年度清瀬市一般会計補正予算 (第 5 号)	補正前の歳入歳出総額 42,890,262千円 補正後の歳入歳出総額 43,415,695千円 歳入総額 525,433千円 主なもの 地方特例交付金 779千円	9月28日 可 決

		地方交付税 ▲92,266千円 国庫支出金 43,084千円 都支出金 ▲51,627千円 繰入金 292,602千円 繰越金 320,921千円 諸収入 ▲13,060千円 市債 25,000千円 歳出総額 525,433千円 主なもの 総務費 197,935千円 民生費 7,407千円 農林業費 ▲6,929千円 商工費 ▲11,147千円 土木費 73,712千円 消防費 5,000千円 教育費 ▲100,506千円 諸支出金 359,961千円 財政課所管	
議案 第75号	令和2年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	補正前の歳入歳出総額 8,014,359千円 補正後の歳入歳出総額 8,117,494千円 歳入総額 103,135千円 主なもの 繰越金 103,135千円 歳出総額 103,135千円 主なもの 諸支出金 103,135千円 保険年金課所管	9月28日 可決
議案 第76号	令和2年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 79,000千円 補正後の歳入歳出総額 81,966千円 歳入総額 2,966千円 主なもの 繰越金 2,966千円 歳出総額 2,966千円 主なもの 諸支出金 2,966千円 道路交通課所管	9月28日 可決
議案 第77号	令和2年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 6,694,000千円 補正後の歳入歳出総額 6,876,679千円 歳入総額 182,679千円	9月28日 可決

		<p>1 主な規定</p> <p>(1) 附属機関を設置するため、条例に委員会名及び担任事項を規定します。</p> <p>(2) 附属機関である委員会の組織、運営その他必要とする事項は、その属する執行機関が別に定めるものとします。</p> <p style="text-align: right;">文書法制課所管</p>	
議案 第80号	清瀬市役所出張所設置条例の一部を改正する条例	<p>戸籍、住民票及び課税証明書等の交付は、マイナンバーカードを活用してコンビニエンスストアで午前6時30分から午後11時までの長時間にわたり入手できるよう制度を構築しています。また、収納業務では令和3年度から現行の市税等に加え、保険料及び保育料などもコンビニエンスストアで納付できるよう業務改善を予定しています。</p> <p>こうした民間活力の導入等により、市窓口業務を取り巻く環境に変革があることから、<u>令和3年6月末日</u>に清瀬市役所松山出張所を発展的な観点において廃止するため、条例の一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">市民課所管</p>	9月28日 可決
	修正案	<p>傍線の部分 修正</p> <p><u>規則で定める日</u></p>	9月28日 可決
議案 第81号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>市道の一部払い下げに伴い、市道を廃止するものです。</p> <p>廃止路線</p> <p>(1) 清瀬市道1230号線 (中清戸二丁目 市立清瀬中学校南側)</p> <p>(2) 清瀬市道2039号線 (中清戸五丁目 長命寺南西側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	9月28日 承認
議案 第82号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による私道の無償譲渡受入れ、東村山都市計画道路3.4.26号線の築造事業着手及び市道の再認定のため、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>(1) 清瀬市道1362号線 (中里五丁目 市立清瀬第八小学校北西側)</p> <p>(2) 清瀬市道1363号線 (下宿三丁目、旭が丘四丁目・六丁目 清瀬内山運動公園とJR武蔵野線の間の柳瀬川通り</p>	9月28日 承認

		沿線。都市計画道路) (3) 清瀬市道2039号線 (中清戸五丁目 長命寺南西側) (4) 清瀬市道3421号線 (野塩三丁目 国立看護大学校北側) 道路交通課所管	
議案 第83号	清瀬市新庁舎ネットワーク機器等の取得	市は、新庁舎ネットワーク機器等の納入業者選定のため、公募型プロポーザル方式により業者を募集し、去る6月26日にプロポーザル選定委員会を開催して納入予定業者を決定しました。 納入予定業者とは仮契約を締結しておりますが、取得予定価格が2千万円以上であるため、業者と正規に契約を締結するには「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。 主な内容 1 契約金額 32,186,000円 2 契約の相手方 東京都立川市曙町二丁目36番2号 株式会社富士通マーケティング 地域ビジネス本部南関東支社多摩支店 支店長 滝澤 徹 3 取得機器(主なもの) (1) コアスイッチ関連機器 (2) サーバースイッチ関連機器 (3) フロアスイッチ関連機器 (4) 無線LAN関連機器 (5) ファイアウォール関連機器 (6) 無停電電源装置 総務課・情報政策課所管	9月28日 可決
議案 第84号	清瀬市新庁舎什器の取得	市は、新庁舎什器の納入業者選定のため、制限付き一般競争入札方式により入札業者を募集し、去る8月7日に応札の開札をして納入予定業者を決定しました。 納入予定業者とは仮契約を締結しておりますが、取得予定価格が2千万円以上であるため、業者と正規に契約を締結するには「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の	9月28日 可決

		<p>規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 契約金額 73,117,000円</p> <p>2 契約の相手方 東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号 イナバイインターナショナル株式会社 代表取締役 仁 宮 順 一</p> <p>3 取得什器（主なもの）</p> <p>(1) 窓口カウンター (2) グループデスク (3) 事務机 (4) 事務用ワゴン (5) 事務椅子 (6) 書棚 (7) 打合せテーブル</p> <p style="text-align: right;">総務課・新庁舎建設室所管</p>	
議 案 第 85 号	令和2年度清瀬市一般会計補正 予算（第6号）	<p>新型コロナウイルス感染症の拡散を抑止する施策を展開するため、補正予算を編成するものです。</p> <p>併せて、今定例会に提案される清瀬市受動喫煙防止条例を有効的に運用できるようにするため、普及及び啓発に向けた経費を予算化します。</p> <p>主な内容</p> <p>1 現予算額 43,415,695 千円</p> <p>2 補正予算額 13,552 千円</p> <p>3 補正後予算額 43,429,247 千円</p> <p>4 主な内容（歳出概要）</p> <p>(1) PCR 検査センター設置委託費 (本年10月から来年3月までの期間、清瀬市及び東村山市がPCR検査センターを共同設置するための経費です。)</p> <p style="text-align: right;">11,818 千円</p> <p>(2) 受動喫煙防止対策関係経費 (清瀬市受動喫煙防止条例の制定により、受動喫煙防止の普及及び啓発等を推進するための経費です。)</p> <p style="text-align: right;">1,734 千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	9月28日 可 決

<p>議 案 第 86 号</p>	<p>清瀬市まちを美しくする条例の一部を改正する条例</p>	<p>(仮称) 清瀬市受動喫煙防止条例が今定例会に提案されることを前提に、この条例との整合を図って市民の受動喫煙防止を推進し、かつ市域での吸い殻等のポイ捨てをより抑制することで健康的で清潔感あるまちを創出できるようにするため、条例の一部改正をします。</p> <p>なお、この一部改正条例は、(仮称) 清瀬市受動喫煙防止条例の提案に連動して議決を得る手続きを進めます。</p> <p>1 主な改正点</p> <p>(1) 目的の規定において、移動による喫煙の例示等をより明確にします。</p> <p>(2) 喫煙、市民等及び事業者の定義を新規条例と整合を図ります。</p> <p>(3) 特定分煙強化地区の規定を削ります。ただし新規条例において喫煙の禁止等を規定予定します。</p> <p>(4) 過料の適用を削ります。</p> <p style="text-align: right;">ごみ減量推進課所管</p>	<p>9月28日 可 決</p>
-----------------------	--------------------------------	--	----------------------